

中泊町農業委員会会議録

令和元年7月10日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後13時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 2階 委員会室2

3. 出席委員(人)

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	松田 耕司		
委 員	1 番	澤田 健吾	2 番	大川 勝仁
			4 番	葛西 誠
	5 番	青山 邦栄	6 番	藤田 次男
	7 番	小野 美恵子	8 番	瓜田 益子
	9 番	坂本 朝彦	1 0 番	成田 誠
	1 1 番	外崎 満幸	1 2 番	神 良一
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員(2人)

委 員	3 番	工藤 輝雄		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第9号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第10号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第11号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 寛

次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中 名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、7番小野美恵子委員と8番瓜田益子委員の2名を指名いたします。なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第9号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第9号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3ページをお開き下さい。 報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和元年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
	<p>今月の賃貸借の合意解約は、2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告9号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p> <p>無いようですので、報告第10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
	<p>◎報告第10号</p>

8ページをお開き下さい。報告第10号「農地使用貸借の合意解約書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
令和元年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。農地使用貸借合意解約の申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので、報告第11号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第11号

事務局 14ページをお開き下さい。報告第11号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和元年6月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
令和元年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。6月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第11号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第11号

議長 議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 17ページをお開き下さい。議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和元年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第11号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西 誠
委員

それでは報告いたします。去る7月1日、私と青山委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、使用貸借が1件、所有権移転が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号14番から16番の3件ございました。内訳は、使用貸借が1件、贈与が1件、売買が1件となっております。

受付番号14番は、田茂木字若宮地内ほか15筆の田と畑43,683.9平方メートルの祖父と孫の使用貸借です。期間は10年間で譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号15番は、深郷田字甘木地内の1筆の田130平方メートルの贈与です。譲渡人はこれまで保安全管理していましたが、譲受人は苗代として使用することでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号16番は、今泉字唐崎地内の1筆の田731平方メートルの売買です。譲渡人はこれまで保安全管理していましたが、譲受人はに米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号14番から16番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第12号

議長

議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

21ページをお開き下さい。議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和元年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第12号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西誠委員

それでは報告いたします。去る7月1日、私と青山委員、そして事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は、中里地域の深郷田集落の畑であります。本申請に係る農地転用の確実性やその他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

22ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号1-3は、中泊町役場から南東へ445mほどにある中里地域の深郷田集落内に位置する住宅地と農地が混在している地域内の1筆の畑で、面積は381㎡となっております。
申請地周辺の状況としましては、北側と南側は宅地、西側は寺院所有の駐車場で東側は畑と隣接しており、周辺の農地のほとんどは自家消費用の家庭菜園として利用している農地であり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。
転用目的としては、現在、申請者が代表役員を務めている宗教法人善導寺では敷地内や周辺に駐車場はあるものの、寺での行事等の際にはすぐに満杯になり、路上駐車等で近隣住民に迷惑をかけている状況であるとのこと。
これを解消するために、寺院の所有する現駐車場の隣地を購入して駐車場を拡張したいとのことで申請があったものです。
資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書添付の確認をしておりますので問題ないと思われまます。
以上のことから、許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(ア)で【小集団の生産性の低い農地】に該当するその他の2種農地と判断致しました。よって、転用行為による周辺農地への影響等は無いと思われ、面積その他の基準から見ても問題なく許可相当であると考えられるものであります。
以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

議 長

議案第13号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

27ページをお開き下さい。議案第13号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和元年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

28ページをご覧ください。令和元年7月2日付け中農政第90号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

30ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が3件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が1件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号17番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は8,972㎡です。売買価格は250万円です。対価の支払い期限は令和元年7月25日を予定しております。

受付番号18番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は4,496㎡です。売買価格は150万円です。対価の支払い期限は令和元年7月30日を予定しております。

受付番号19番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字盛山の農地3筆、地目は田、面積は11,897㎡です。売買価格は470万円です。対価の支払い期限は令和元年7月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事 務 局

38ページから40ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が1件、再設定が3件で面積は再設定、新規合わせて55,377.58平方メートルです。

受付番号48番は再設定です。

受付番号49番も再設定です。

受付番号50は新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の2筆の「田」5,450平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号51番は再設定です。

続いて43ページから45ページをご覧ください。農地中間管理機構の借入れ2件で、設定する面積が62,450平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号3番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内ほか21筆の「田」47,143平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転貸人負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号4番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」15,307平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転貸人負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年7月10日

農業委員会
会長

署名委員

署名委員
